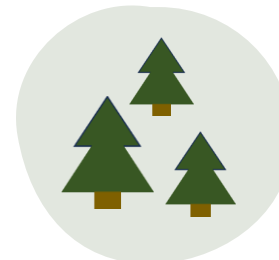
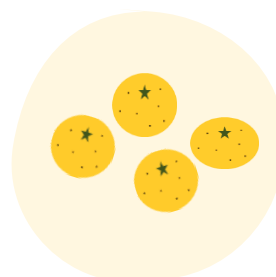
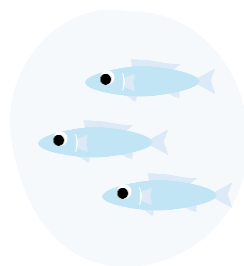


八幡浜市 事業者・担い手支援施策

(R7.4 月現在)



八幡浜市では、商工業、水産業、農林業の担い手として働く皆さん、
産業を支えている事業所の皆さんを対象に様々な支援策を用意して
います。是非ご活用ください。

八幡浜市

〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号
TEL 0894-22-3111 (代表)
FAX 0894-24-0610 (代表)

公式LINE



公式HP



公式Facebook



目次

共通

販路開拓・新商品開発「販路を拡大したい！ 新商品を開発したい！」	1
新ビジネス・人材確保「新ビジネスを立ち上げたい！ 人材を確保したい！」	3

商工業

新增設「お店を開きたい！ 事業を拡大したい！」	4
資金繰り「融資を受けたい！」	6
人材確保・事業承継「人材を確保したい！ 後継者を探したい！」	7

水産業

就業支援「漁師になりたい！ 人材を確保したい！」	8
施設整備・資金繰り「設備を導入したい！ 融資を受けたい！」	9
物価高騰対策「経営を安定させたい！」	10

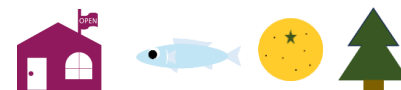
農業

就農支援「就農したい！」	11
施設整備「施設を導入したい！」	12
労働力確保・資金繰り・6次産業化 「労働力を確保したい！ 融資を受けたい！ 6次産業化に取り組みたい！」	13

林業

人材確保「林業就業者を確保したい！」	14
--------------------	----

販路を開拓したい！新商品を開発したい！



八幡浜市販路開拓支援事業補助金

(国内商談会等の出展経費を補助)

●国内の展示会・見本市等へ出展する場合

市外で開催される展示会、見本市等への出展に係る必要経費を補助

〈補助対象者〉

市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者、個人事業者及び商工団体

〈対象経費〉

会場借上費、小間内装飾費、備品使用費、広告宣伝費、委託費、梱包運搬費、旅費、参加費

【補助割合】

補助対象経費の1/2以内

【補助限度額】

10万円



商工・農林・
水産港湾課

八幡浜市海外販路開拓支援事業補助金

(海外商談会等の出展経費を補助)

●国外の展示会・見本市等へ出展する場合

海外で実施される展示会、見本市、試験販売、国内で実施される国際商談会及びこれらに類する催事への出展並びにその支援並びに海外E C事業

〈補助対象者〉

市内に本社または主たる事業所を有している事業者、個人事業者等及び商工団体

〈対象経費〉

会場借上料、小間内装飾費、備品使用費、広告宣伝費、委託費、輸送費、旅費、海外E Cサイト制作費、通訳・翻訳費等

【補助金額】

商工団体：補助対象経費の全額

事業者等：補助対象事業ごとに市長が別に定める額

【補助限度額】

商工団体：20万円

事業者等：50万円



商工観光課

新商品開発等支援事業補助金

●新商品を開発する場合

八幡浜市内の地域資源及び観光資源を活用した新商品の開発を支援

〈主な要件〉

- ・継続的な製造と販売を目的としたもの
- ・市内に事務所又は住所を有する中小企業者又は市内に活動の場を有する団体等

〈補助対象経費〉

原材料費、試作開発費、機械装置・工具器具費、委託費、市場調査費、広報宣伝・販売資材費、その他、補助事業の実施上、市長が必要と認める経費

【補助割合】

補助対象経費の1/2以内

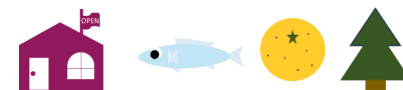
【補助限度額】

50万円



商工観光課

販路を開拓したい！新商品を開発したい！



産業財産権取得支援事業補助金

(商標権等取得費用を助成)

- 特許庁へ産業財産権の出願を行う場合
産業財産権（以下①～④）の取得に要する費用の一部を助成
- ①特許権②実用新案権③意匠権④商標権

〈補助対象経費〉
出願料、審判請求料、登録料（初回納付分に限る）、弁理士等手数料、その他市長が適当と認める経費。

【補助割合】 補助対象経費合計額の1/2以内

【補助限度額】 10万円



商工観光課

ふるさと納税返礼品協力事業者登録

- ふるさと納税ポータルサイト等で全国に自社商品をPR
ふるさと納税をして頂いた寄附者の方々に、自慢の特産品を送付していただける事業者を募集

〈応募要件〉

- ①地元特産品の主な要件
 - ・市内で栽培、収穫された農作物
 - ・市内で水揚げされた水産物
 - ・市内で栽培、収穫された農作物又は水揚げされた水産物を使用して、製造又は加工等された製品等
- ②協力事業者の主な要件
 - ・市内で農作物を栽培、収穫している者
 - ・市内で水産物を水揚げしている者
 - ・市内で栽培、収穫された農作物又は水揚げされた水産物を使用して、製品の製造又は加工等を行っている者
 - ・市内で地元特産品を販売している者等



政策推進課

LINEのオープンチャットを活用した情報発信

- 物産展、商談会等の情報を知りたい

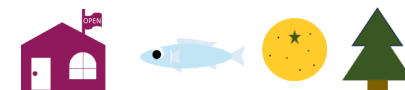
商工観光課から、市内外の物産展、商談会等の情報を発信

- ①QRコードを読み取る
- ②「新しいプロフィールで参加」を押す
- ③参加コード「38204」を入力
- ④名前「事業者名」を入力



商工観光課

新ビジネスを立ち上げたい！ 人材を確保したい！



ローカル10,000プロジェクト (地域経済循環創造事業交付金)

●産学金官の連携で地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げる場合

産学金官の連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者の初期投資費用（施設整備費・機械装置費、備品費）を支援

〈主な要件〉

- ・地域資源を活かした持続可能な事業であること
- ・地域課題への対応につながる事業であること
- ・新規性・モデル性がある事業であること
- ・補助対象となる経費のうち、地域金融機関から受ける融資額（地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング服務）が、補助額と同額以上であること
(原則無担保融資)

交付金の上限額（融資額に応じて交付額が増加）

- ・融資額が補助金額と同額以上1.5倍未満の場合
上限2,500万円
- ・融資額が補助金額の1.5倍以上2倍未満の場合
上限3,500万円
- ・融資額が補助金額の2倍以上の場合
上限5,000万円



政策推進課

採用力向上推進事業

●人材を確保したい場合

(株)インディードリクルートパートナーズと連携し、無料で求人募集ができる採用管理サービス「Airワーク採用管理」を活用した採用HP作成支援を行う。（個別対応）



商工観光課

事業承継マッチングプラットフォーム 「relay」

●後継者を探したい場合

株式会社ライトライトと連携し、「事業承継マッチングプラットフォーム relay（リレイ）」を活用して、事業を譲りたい経営者と事業を譲り受けた候補者をマッチングさせる。従来のM&Aマッチングサイトと異なり、どんな想いで企業や店舗を運営してきたか、オーナーの横顔を含めた想いを記事化し後継者を公募する。



商工観光課

お店を開きたい！ 事業を拡大したい！



創業等支援補助金

●創業等する場合

市内で新規創業、第二創業、事業規模拡大を行う者に対し、創業等に要する経費について補助

〈主な要件〉

- ・新規創業については、特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けているもの又は交付申請年度内に証明を受けるもの
- ・個人事業主は市内に住民登録、法人は市内を主たる事務所とした法人登記が行われていること
- ・八幡浜商工会議所、保内町商工会又は金融機関から指導及び支援を受けた事業計画書を作成するもの
- ・3年以上事業を営む意思を有するもの

〈対象経費〉

- 1 工事及び修繕に係る費用
- 2 店舗等の借入に係る費用
- 3 設備及び備品等の購入に係る費用
- 4 広告宣伝に係る費用
- 5 申請書類の作成に係る費用

【補助割合】

補助対象経費の1/2以内

【補助限度額】

新規・・・100万円
第2創業・・・50万円
事業規模拡大・・・30万円



商工観光課



特定創業支援等事業

(創業に必要な知識が身につくセミナーや個別相談)

●創業等する場合

市又は創業支援事業者が創業希望者等に対して「経営、財務、人材育成、販路開拓」の知識が身につくセミナー等を継続的に開催。セミナー等の支援を受け、市が証明書を交付した創業者・創業予定者は下記のメリットを得られる。

〈創業支援事業者と対象事業〉

- ・伊予銀行（いよぎん八幡浜みらい起業塾、個別相談）
- ・愛媛銀行（えひめイノベーション起業塾&創業・経営相談会、個別相談）
- ・愛媛県信用保証協会（個別相談）
- ・(公財)えひめ産業振興財団、愛媛県産業創出課（愛媛グローバル・フロンティア・プログラム）

【メリット】

- ①会社設立時の登録免許税の軽減
(資本金の0.7%→0.35%)
- ②信用保証枠の拡大等
・創業関連保証の利用開始月の前倒し
創業2カ月前（会社設立でない場合1カ月前）
⇒事業開始の6カ月前
- ③日本政策金融公庫
・新規開業・スタートアップ 支援資金の貸付利率の引き下げ対象として、同資金を利用することが可能
- ④八幡浜市創業等支援事業補助金の申請が可能



商工観光課

八幡浜市企業等誘致促進条例に基づく助成

●工場等の新設、増設、移転、老朽施設の更新を行う場合

〈主な要件〉

- ・対象業種：製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業ほか
- ・投下固定資産額が2,000万円以上であること
- ・常時雇用する従業員数(新規)が3人以上いること

*審査委員会において審査の上、認定

【企業等立地促進奨励金】

(①②のいずれか/一括交付)

- ①工場立地に係る土地の価額の100分の40以内の額
- ②土地を除く投下固定試算額の100分の40以内の額
(上限額) 1億円

【雇用促進奨励金】

新規雇用従業員（奨励金交付時に本市に1年以上住所を有する者で市長が別に定めるもの）1人につき50万円以内の額
(上限額) 5,000万円

【固定資産税の免除】

投下固定資産に係る固定資産税の免除（3年）

※情報通信関連事業所を新設又は増設する者に対する奨励措置も有



商工観光課

お店を開きたい！ 事業を拡大したい！

先端設備導入計画（市の認定） （計画認定で固定資産税の課税標準額を軽減）

●労働生産性を向上させるため先端設備等を導入する場合

市内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための「先端設備等導入計画」を策定し市の認定を受けた場合は、固定資産税の特例軽減等の支援措置を活用することができる。

〈主な要件〉

- ①対象設備において、年平均の投資利益率が5%以上見込まれること
 - ・機械装置 160万円以上
 - ・工具 30万円以上
 - ・器具備品 30万円以上
 - ・建物付属設備 60万円以上
 ※家屋と一体で課税されるものは対象外
- ②賃上げの表明をする場合は、雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上であること

計画に基づく取得設備の固定資産税の課税標準額を「3年間、2分の1」に軽減

※賃上げの表明をする場合は次の通り軽減

- ①R6.3.31までに取得した設備 ⇒ 課税標準額を5年間、3分の1
- ②R6.4.1～R7.3.31の間に取得した設備 ⇒ 課税標準額を4年間、3分の1



商工観光課

F 補助金（市の推薦） （電気料金の補助）

●製造業等、雇用を生む事業所を開設した場合

原子力発電施設等の所在市町村及び周辺市町村における雇用機会の創出と産業振興を図るため、雇用の増加を生む企業に対して、一定期間にわたって、企業の支払った電気料金等に基づき、給付金を交付する制度（市の推薦が必要）

〈対象業種〉

- ・製造業
- ・特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業
- ・道府県又は対象地域の市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該道府県又は対象地域の市町村からの金銭的な支援を受けているもの

電気料金の約40%が補助
期間は初回申請から概ね8年間



商工観光課



融資を受けたい！



八幡浜市中小企業振興資金融資制度 (低利率の融資)

●融資を受けたい場合

八幡浜市が融資資金を預け入れをしている次の取り扱い金融機関で低利率の融資を受けることが可能（伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、香川銀行、四国銀行、高知銀行、西宇和農業共同組合の各支店）

〈主な要件〉

市内で1年以上継続して同一の業種を営んでいる中小企業者である法人又は個人

※貸付利率：申込み受付日における「日本政策金融公庫の基準金利」の0.3%低利

【一般経営資金】500万円以内
融資期間：運転資金・設備資金 60か月以内

【緊急経営資金】1,000万円以内
融資期間：運転資金 72か月以内



商工観光課

八幡浜市中小企業振興対策補助金 (保証料と利子の一部を補助)

●融資を完済した場合

八幡浜市中小企業振興資金融資制度の利用者のうち、融資期間内に完済し、市の定める条件に該当する場合、愛媛県信用保証協会に支払った債務保証料と貸付利子の一部を補助

【補助額】

債務保証料：全額

貸付利子：0.5%相当

※融資額500万円を上限



商工観光課

セーフティネット保証制度（5号）（市の認定） (信用保証協会が別枠で融資額80%を保障)

●業況の悪化している業種に属する中小企業を支援

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額80%を補償する制度

- 1 国の指定する業種に属する事業を営んでいること
- 2 最近3ヵ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少していること

(運用緩和)

・業歴3ヵ月～1年3ヵ月未満の創業者は、最近1ヵ月と最近3ヵ月の売上高で比較可能

信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額80%を補償



商工観光課

人材を確保したい！ 後継者を探したい！



Uターン移住者事業承継補助金

●後継者を探したい場合

事業承継を前提にUターン移住してきた八幡浜市出身の後継者を持つ市内の事業所を対象に、必要経費の一部を補助

【補助率】 10/10

※補助金の交付回数は、補助対象者
1件につき1回限り

【上限額】 50万円



政策推進課

八幡浜市人材確保支援事業補助金

●プロフェッショナル人材を採用したい場合

愛媛県プロフェッショナル人材戦略拠点による人材マッチングサポートを利用して人材を採用した事業者に対し、人材紹介会社に支払う人材紹介手数料の一部を補助

(主な要件)

- ・市内に本社又は主たる事務所若しくは事業所を有すること
- ・雇用保険適用事業所の事業主であること

【補助対象経費】

愛媛県プロフェッショナル人材戦略拠点による登録を受けた民間人材ビジネス事業者へ支払う人材紹介手数料

【補助率】 補助対象経費の1/2以内

【補助上限額】 75万円



商工観光課

移住者向け仕事情報おつなぎ支援 「や∞わーく」

●移住希望者と企業をつなぐお手伝い (ステップ)

- ① (移住検討者⇒市) 移住検討者の方の、これまでの職歴・スキル、強みなどをシートに書いて提出 (求職者概略情報)
- ② (市⇒や・わーく登録事業者) 個人情報を含まない求職者概略情報を、や・わーく登録事業者に一斉提供 (八幡浜商工会議所・保内町商工会経由)
- ③ (登録事業者⇒市) 興味がある求職者がいた場合、その方に向けた求人情報を提出
- ④ (市⇔移住検討者) 事業者から出た求人情報を取りまとめて移住検討者に提供し、それを基に移住検討者がマッチングを希望する事業者を回答
- ⑤ (市) マッチングできた移住検討者と事業者をつなぐ
- ⑥ (移住検討者⇔登録事業者) 直接交渉し、結果を市に報告



政策推進課

漁師になりたい！人材を確保したい！

八幡浜市の漁業を支える担い手育成事業補助金

●新規就業者や研修生、里親漁家を支援

八幡浜市の漁業を維持・発展させるために、新規の就業者や先進的な漁業を経営する里親漁家のもとで研修を受ける研修生に対して、就業等に要する経費や生活費を継続的に支援することにより、漁業を支える担い手の定着を図る。

- ①新規就業者
 - ・漁協の組合員資格を取得し、市内で漁協経営をしようとする者
 - (補助金額、主な支給条件)
 - ・月額10万円(最長36か月間)
 - ・年間に必要な漁業従事日数は90日以上
- ②研修生
 - ・これまで通算して1年以上漁業に従事したことがなく、里親漁家のもとで研修を受ける者
 - (補助金額、主な支給条件)
 - ・月額10万円(最長36か月間)
 - ・研修は原則1月につき20日以上実施
- ③里親漁家
 - ・研修生に対する指導者として漁業を経営する者
 - (補助金額、主な支給条件)
 - ・月額5万円(最長36か月間)
 - ・労働災害補償保険に加入していること



水産港湾課

八幡浜市漁業担い手募集活動支援事業補助金

●漁業を営む事業者等の担い手募集活動を支援

事業者による担い手確保のための就職情報サイトへの掲載や、合同面接会などの募集活動に対して支援することにより、担い手の安定的な確保を図る。

〈補助対象者〉
漁業を営む中小企業者または八幡浜漁協組合

〈対象〉

- ・就職情報を掲載するためのウェブサイトの開設、及び研修に要する経費
- ・就職情報サイトへの掲載に要する経費
- ・合同面接会、及び合同説明会等への出展に要する経費
- ・職場見学、職場体験、インターンシップなど漁業の理解促進に係る取組に要する経費

【補助金額】
(補助対象経費の総額－寄付金その他の収入)
× 1/2 = 補助金額 (1,000円未満切捨)
※同一年度における上限は20万円



水産港湾課

八幡浜市漁業継続雇用促進補助金

●被雇用者の定着等を支援

漁業又は水産養殖業を主たる生業とする事業者が、経営安定を図るため、被雇用者の定着及び離職防止に要する経費の一部を補助する。

【補助対象者】
次の(1)～(3)を満たす漁業又は水産養殖業を主たる業とする事業者

- (1)市内に本社を有する法人
- (2)八幡浜市暴力団排除条例(平成23年条例第37号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等でないもの
- (3)法人が八幡浜漁業協同組合正組合員であって、市税等を滞納していないこと

【補助対象経費】

- (1)継続勤務奨励金 法人が一定期間勤務した被雇用者を奨励することを目的に支給する奨励金
- (2)資格取得費 資格取得又は研修に要する費用
- (3)支度費 出漁に向けて支給する支度金
- (4)その他、市長が適当と認めたもの

【補助率及び補助金の上限額】
(補助率) 補助対象経費×2/3以内
(上限額) 正規雇用された労働者×20万円
※外国人技能実習生等、期間の定めのある被雇用者は除く。

水産港湾課



設備を導入したい！融資を受けたい！

八幡浜市漁業用具等整備事業補助金

●漁業用機械及び施設整備に要する経費を補助

漁業者が行う機械及び施設の整備事業に要する経費の一部を補助することにより、水産業の振興及び漁業者の生産性向上並びに所得増大を図る。

〈補助対象者〉
八幡浜漁協組合正組合員

〈対象〉
・漁業用機械・設備の導入又は更新に要する経費（第1次産業に当たる部分に限る）

【補助率】
・1/2以内
・スマート技術の導入又は省エネ対策に資する事業と認めるものは2/3以内

【限度額】
・1経営体につき50万円
・スマート技術、省エネ対策：100万円

【その他】
・補助金額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た金額（1,000円未満切捨）
・1経営体につき、同一年度1事業を対象
・国、県等の補助により可能なものは対象外



水産港湾課

八幡浜市漁業近代化振興事業資金 利子補給補助金

●長期かつ低利の施設資金の融資に対する利子補給

漁業者による漁船の改造、建造又は取得、養殖の種苗購入等において、資金融資の融通を円滑にする措置として利子補給補助金を交付し、漁業経営の近代化、合理化を図る。

〈利子補給〉
・県利子補給後の貸付利率に対し、1.0%以内

〈参考〉金利1.20%（県利子補給後の貸付利率）
※令和6年10月21日時点
申請時期により異なります。



水産港湾課

八幡浜市農林漁業共同化資金 利子補給補助金

●低利融資に対する利子補給

稚魚購入にかかる養殖資金や小型の中古漁船の取得にかかる資金など、既存の制度資金の対象とならない事業のうち、経営の合理化に伴う施設整備等に要する資金を円滑に融資し利子補給することで、漁業者等の経営の近代化と合理化を図る。

〈利子補給〉
・県利子補給後の貸付利率に対し、1.0%以内

〈参考〉金利1.20%（県利子補給後の貸付利率）
※令和6年10月21日時点
申請時期により異なります。



水産港湾課

経営を安定させたい！

八幡浜市漁業者支援事業費補助金

●漁業者の経済的負担を軽減

漁業者が魚市場の卸売事業者に支払う手数料を6%から4%に軽減されるよう補助金を交付し、物価上昇に伴う厳しい経営環境における負担軽減を図る。

〈補助対象者〉
八幡浜市水産物地方卸売市場の卸売事業者

〈補助対象〉
漁業者が卸売事業者に対して支払った委託料のうち、物価高騰の影響を受け経費の増数等の事情が生じた当該漁業者に対して、卸売事業者が返金を行った額

【補助率】
委託手数料（6%）× 1/3
= 補助金額（委託手数料の2%相当額を補助）

卸売事業者への委託手数料の1/3を補助することで、漁業者が卸売事業者に支払う委託手数料の負担は実質4%に軽減。



水産港湾課

八幡浜市漁業用燃油及び飼料高騰対策緊急支援事業費補助金

●生産コスト低減に取り組む漁業者を支援

漁業用燃油及び養殖用配合飼料の高騰により、厳しい経営環境にある漁業者を支援し、漁業経営セーフティネット構築事業への加入促進を図る。

〈事業主体〉 八幡浜漁業協同組合

〈対象者〉
・ 漁業経営セーフティネット構築事業に加入を継続している者、または新たに加入した者

〈対象〉 漁業用燃油及び養殖用配合飼料

【補助金額】 上限100万円（燃油、配合飼料毎）
※愛媛県でも同様の補助制度があり、県・市それぞれから補助が受けられます。

【採択要件】

- 燃油補助対象者：省エネ計画の取り組みに加えて、新たに1項目以上を選択して取り組むこと。
- 飼料補助対象者：低魚粉飼料の使用割合の拡大等、飼料コスト低減を図るために必要な取り組みを行うこと。



水産港湾課





就農したい！

愛媛県新規就農総合支援事業補助金

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の認定新規就農者を支援するため、就農直後の経営確立に必要な資金を交付する。また、就農後の経営発展に必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。

○経営開始資金

- ・申請要件：青年等就農計画の認定を受けていること（認定新規就農者）
※その他要件あり
- ・交付金額：年間最大150万円（最長3年間）
※夫婦で経営する場合、年間最大225万円

○経営発展支援事業

- ・申請要件：青年等就農計画の認定を受けていること（認定新規就農者）
※その他要件あり
- ・補助金額：補助対象事業費上限1000万円
※経営開始資金の交付対象者は500万円
- ・補助率：3/4以内



農林課

経営継承・発展等支援事業費補助金

将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保していくために、中心経営体等から経営を継承した後継者が、その経営を発展させるための計画に基づいて実施する取組に必要な経費を補助する。

- ・補助対象者：経営移譲を受けた個人事業主及び法人
※その他要件あり
- ・補助率：国補助1/2以内、市補助1/2以内
- ・補助上限：100万円
- ・補助対象経費：専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費

農林課

Iターン就農サポート事業補助金

将来にわたって産地を維持するために、Iターンによる就農希望者、農家子弟以外の就農希望者を集落で受け入れ、集落ぐるみで技術習得・信頼関係構築等の営農面、住居・生活面を支援することにより担い手としての定着を図る。

①短期研修時

- ・滞在施設の提供（みかんの里宿泊・合宿施設「マンダリン」）
対象者：市内で短期研修を受ける者

- ・農業体験助成 3万円以内（市補助1/2、JA補助1/2）

対象者：Iターン就農希望者

②実践研修時

- ・生活助成 最大2年間・月額6万円（市補助1/2、JA補助1/2）
対象者：Iターン就農希望者で45歳未満の者

③就農後

- ・営農開始助成 最大2年間・年額50万円（市補助1/2、JA補助1/2）
対象者：Iターン就農者で45歳未満の者

農林課



施設を導入したい！

担い手総合支援事業費補助金

新規就農者の機械・施設等の導入支援を行い、新規就農者の確保・育成及び定着を図る。また、認定農業者に対して経営発展のために必要な機械・施設等の導入支援を行い、地域農業の維持・発展を図る。

○認定農業者機械施設整備

- ・補助対象者：認定農業者
- ・補助率：県補助1/3以内、市補助1/6以内
- ・補助上限：750万円
- ・補助対象経費：認定農業者が農地を集積し経営改善に必要な農業機械・施設の整備

○新規就農者機械施設整備

- ・補助対象者：研修JA等
- ・補助率：県補助1/3以内、市補助1/6以内
- ・補助上限：750万円
- ・補助対象経費：新規就農者の生産活動を支援し、経営を安定させるため、研修JA等が新規就農者へリースする農業機械・施設の整備

農林課

果樹経営支援対策事業費補助金

将来にわたって果樹農業の維持発展を図り、農家経営の安定、競争力のある産地づくりの為に、果樹産地構造改革計画に則し経営基盤の強化を図る。

・補助対象者：JA

※公益社団法人愛媛県園芸振興基金協会の行う果樹経営支援対策事業を実施したJAに対して補助する。JAから対象者に補助金が支払われる。

・補助率：市補助1/10以内（国事業1/2以内）

- ・補助対象経費：①園内道の整備、傾斜の緩和又は土壌土層改良
②果実の品質向上を目的として行う用水・かん水施設の新設
③その他指定法人が特に必要と認める取扱（モノレール）

農林課

未来型果樹産地強化支援事業費等補助金

新たな果樹農業振興計画の基本理念のもと、生産基盤の強化、商品力の向上等を推進し、未来型果樹園を核とした産地の強化を図る。

・補助対象者：JA等

・補助率：県補助1/3以内、市補助1/6以内

- ・補助対象経費：高品質・高収量のために必要なハウス、かん水施設、防風防鳥ネット等の施設や改植、省力・低コスト化のために必要なモノレール、果樹棚、ドローン、加工向け栽培用の機械・設備等の整備等

農林課

労働力を確保したい！融資を受けたい！6次産業化に取り組みたい！

みかんアルバイト等確保支援事業費補助金

市内農業者等及びみかんアルバイト等が安心して作業に従事できる体制を整備するため、又は就農希望者が就農後の生活を営むための住居とするための空き家等を改修する等の工事等に必要経費に対し、補助金を交付する。

①みかんアルバイト等募集事業

- ・補助対象者：JA ※JAから農家に補助
- ・補助率：市補助3/4以内
- ・補助上限：2.5万円
- ・補助対象経費：みかんアルバイト等の募集に要する経費

②空き家等改修等事業

- ・補助対象者：JA ※JAから農家に補助
- ・補助率：市補助1/2以内
- ・補助上限：30万円
- ・補助対象経費：空き家等の改修等工事に要する経費

③屋外用簡易トイレ設置事業

- ・補助対象者：JA ※JAから農家に補助
- ・補助率：市補助1/2以内
- ・補助上限：15万円
- ・補助対象経費：屋外用簡易トイレ設置に要する経費



農林課

農業近代化資金利子補給金

農業経営の改善を図り、農業の近代化を推進するためには、農業の生産基盤の強化のほか、生産施設等の整備・拡充を図ることが不可欠である。このため、農協系統資金等に利子補給を行い、資金を農業部門に還流させ、民間金融としての自主性に委ねつつ、農業経営の資本装備の高度化、近代化に資すると認められる施設資金等の供給を図る。

- ・補助対象者：農業近代化資金融通法に基づく資金の貸付けを受けた農業者等
- ・利子補給額：年1.0%以内
- ・利子補給期間：貸付実行の日から償還の終了する日まで

農林課

6次産業化総合支援事業費補助金

市内で6次産業化に取り組む団体を対象に、新たな商品開発や既存商品のブラッシュアップにかかる機械導入や加工施設の整備等の費用を補助することで、6次産業化に取り組む団体の所得向上を目指す。

- ・補助対象者：農業を営む者、農業関係者2名以上で組織する団体及び法人
- ・補助率：①市補助1/2以内、②市補助1/10以内
- ・補助上限：①10万円、②100万円
- ・補助対象経費：①人材育成、新商品開発、商談会の開催、広報活動に係る経費
②加工・流通・販売等のために必要な施設等整備、施設等の撤去に係る費用

農林課

林業就業者を確保したい！

八幡浜市林業担い手支援対策事業費 補助金

適正な森林の管理を行うために必要な人材の確保のため、森林の整備を担う林業事業体が実施する新規就業者の雇用等に繋がる事業に要する経費を補助する。

〈補助対象者〉

- ・八幡浜市内に本社を有する林業事業体のうち、愛媛県に登録のある意欲と能力のある林業事業体等

〈補助金額〉

- ・新規就業者 1 人につき年間 6 0 万円以内（月 5 万円）

〈対象となる新規就業者の条件〉

- ・林業事業体に就業後 3 年以内であること
- ・事業年度開始時点（4 月 1 日時点）で 6 0 歳未満であること
- ・期間の定めのない雇用契約を締結している者
- ・労働安全衛生講習等を受講又は受講予定であること



問い合わせ先

商工業 に関すること

商工観光課



0894-22-3101 (直通)



0894-24-6180



syokokanko@city.yawatahama.ehime.jp

水産業 に関すること

水産港湾課



0894-21-0417 (直通)



0894-24-6180



suisankouwan@city.yawatahama.ehime.jp

農林業 に関すること

農林課



0894-22-3117 (直通)



0894-24-6180



norin@city.yawatahama.ehime.jp

人口減少対策全般

に関すること

政策推進課



0894-22-5987 (直通)



0894-21-0409



seisaku@city.yawatahama.ehime.jp